

審査委員会設置要領

宍道総合公園 古墳の森 スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドの 設置管理事業者募集に係るプロポーザル審査委員会設置要領

第1条 設置

宍道総合公園 古墳の森をスポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドとして活用することで、公園の利活用を促進し、県内外からの集客や地域の賑わいづくりを図り、地域連携及び観光振興に資することを目的に、令和3年11月から社会実験を実施している。

本市として、これまでの社会実験の成果をふまえ、令和8年4月以降に引き続き宍道総合公園 古墳の森で「スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド」を本格実施するにあたり、事業を実施する候補者の決定をプロポーザル方式により厳正かつ公正に行うため、「宍道総合公園 古墳の森 スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドの設置管理事業者募集にかかるプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 募集要項の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第3条 組織

委員会の委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長は、都市整備部長が務める。

第4条 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5条 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6条 意見の聴取

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7条 庶務

委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

第8条 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年12月4日から施行する。

別 表

| 団体名 | 役職 |
|-----------------|----|
| 松江市都市整備部 | 部長 |
| 松江市市民部宍道支所地域振興課 | 課長 |
| 宍道総合公園公園協議会 | 会長 |
| 宍道公民館 | 館長 |